

地域子ども・子育て支援事業一覧

	事業名	事業概要
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報の提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。
2	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を行う。
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、母子保健推進員及び市の保健師が随時家庭訪問し、育児指導を行う。
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための専門的な相談支援等を行う。
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。
7	ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
8	一時預かり事業	●幼稚園において、主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休暇等に、一時的に保育を行う。 ●保育所において、急な用事や急病等により、一時的に児童の世話ができない場合に児童を預かる。
9	延長保育事業	認定された保育時間を超えて保育所等で保育を実施する。
10	病児保育事業	発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な時間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行う。
11	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者の就労等により、放課後や夏休み等の長期休暇期間に、児童の養育ができない家庭を対象に児童を預かる。対象は小学校に在学する児童
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。